

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）重要事項説明書

1. 事業所概要

- ・事業所　社会医療法人財団佐野メディカルセンター 佐野市民病院
- ・所在地　栃木県佐野市田沼町1832番地1
- ・事業所番号　0910410844
- ・管理者名　村田 宣夫
- ・電話番号　0283-62-5631

2. 職員の勤務体制

- ・管理者　1人（常勤職員）
- ・医師　1人以上（常勤職員）
- ・管理栄養士　1人以上（常勤職員）

3. 営業日及び営業時間

- ・営業日　月曜日から金曜日
- ・営業時間　9:00～17:00

※但し、土曜日、日曜日、国民の休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く

4. 実施地域

佐野市、足利市、栃木市、館林市

5. 事業の目的と運営の方針

要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、ケアマネジャーに居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言を行い、利用者の療養生活の向上を図ります。

6. 苦情の受付窓口

居宅療養管理指導等に関する苦情は次の窓口で受付対応します。

- | | | |
|-------------|------------------|------------------|
| （1）事業所の窓口 | 佐野市民病院（訪問診療あその杜） | 連絡先　0283-62-5631 |
| （2）行政機関等の窓口 | 佐野市　いきいき高齢課 | 連絡先　0283-20-3021 |
| | 佐野市　介護保険課 | 連絡先　0283-20-3022 |
| | 栃木県国民健康保険団体連合会 | 連絡先　028-643-2220 |

7. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、佐野市、利用者の家族、利用者等に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じます

8. 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置等の措置を講じます。

9. サービスの内容

種類	内容
1. 医師が行う居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	通院困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼するケアマネジャー及び他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。
2. 管理栄養士が行う居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。

10. 費用について

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。(1単位 10円)

●医師が行う場合

区分		単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
居宅療養管理指導費（I） (介護予防居宅療養管理指導) ※月2回まで	单一建物居住者1人	515単位	5,150円	515円	1,030円	1,545円
	单一建物居住者2~9人	487単位	4,870円	487円	974円	1,461円
	单一建物居住者10人以上	446単位	4,460円	446円	892円	1,338円
居宅療養管理指導費（II） (介護予防居宅療養管理指導) ※月2回まで	单一建物居住者1人	299単位	2,990円	299円	598円	897円
	单一建物居住者2~9人	287単位	2,870円	287円	574円	861円
	单一建物居住者10人以上	260単位	2,600円	260円	520円	780円

※（II）は在宅時医学総合管理料を請求する場合

●管理栄養士が行う場合

区分		単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担
居宅療養管理指導費（I） (介護予防居宅療養管理指導)	单一建物居住者1人	545単位	5,450円	545円	1,090円	1,635円
	单一建物居住者2~9人	487単位	4,870円	487円	974円	1,461円
	单一建物居住者10人以上	444単位	4,440円	444円	888円	1,332円

11. お支払いについて

毎月の訪問診療の利用料（医療保険分）と併せてご請求いたします。